

ふくし信託株式会社 事業開始のご報告

2022年9月26日

ふくし信託株式会社

東京都新宿区四谷本塩町1番13号横尾ビル2階

TEL 03-6709-8081

FAX 03-6273-0351

<https://www.fukushitrust.com>

登録番号 関東財務局長（信）第21号

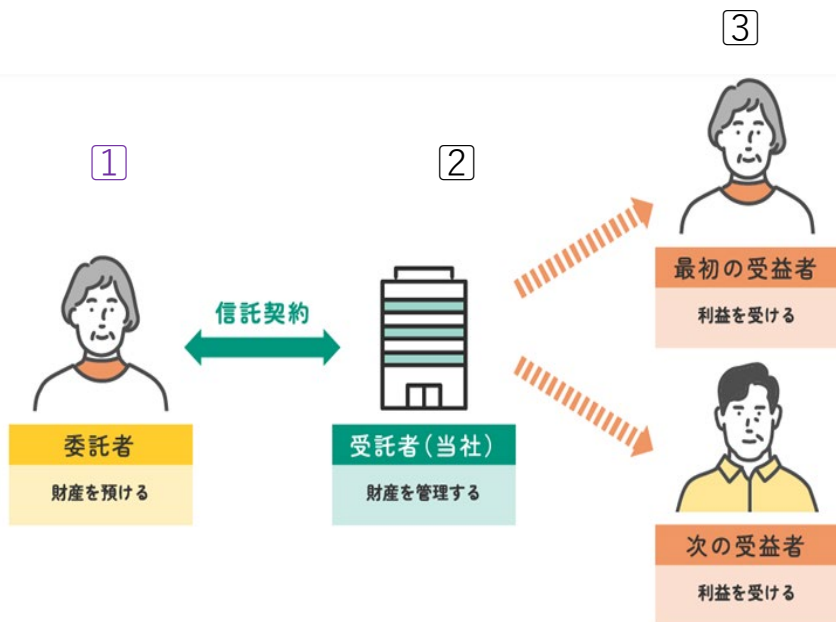


信託会社の設立を目指すこととなった経緯

- 超高齢社会を迎えて、高齢者・障害者の福祉や日常生活の支援、親なき後問題への対応、配偶者、子、孫への財産承継等において民事信託の利用が検討されており、まさに「信託の時代」が到来したと言っても過言ではありません。今後は、（民事）信託は、特定の物の保護を主とする（民事）信託と、人の保護を主とする後見制度との連携・併用は必須と考えられます。
- しかし、2004年信託業法改正・2006年信託法改正の国会附帯決議にある「福祉型信託」の普及は道半ばにあります。財産管理が受益者の生活保障や身上保護に直結しており、福祉的な配慮が求められている点と、信託財産は、預貯金、居住用不動産等、小規模な財産である点が特徴ですが、何より、適格な受託者が見つからないために利用を断念している方が多いためです。
- 日本司法書士会連合会としても、金融庁金融審議会金融分科会第2部会有識者ヒアリングにおいて、民事信託とりわけ福祉型信託に関しての受託者を公益法人によって担わせ、信託業法の適用除外とする旨を発表しましたが、その後の法改正に関する進展は、いまだ見られません。
- 財産管理面でのサポートが必要な子をもつ親が、子の将来のために自宅や金銭を信託し、子の安定した生活を送れる環境をつくっておきたいと願っても、受託者として身近に任せられる人がいなければ、活用することはできない状況が続いていることを踏まえ、法改正よりも前に率先して制度拡充に向けて取り組んでいく姿勢が必要だと考え、現信託業法7条に即した株式会社による受託者として、民事信託の普及を妨げている最大の要因を解消しようと決意しました。
- 公益的事業ではありますが、信託業法に則した株式会社として事業を展開しなければならないため、母体を司法書士等の有志で運営している（社）民事信託推進センターとして、令和4年7月22日、管理型信託業の登録を受けました。
- 当会社の設立理念は、国会の附帯決議にある「福祉型信託」を普及させることにありますので、親が託した信託財産管理を当社が行い、受益者の身上保護を実現するため（公益）成年後見センター・リーガルサポートとも連携し、また、個別社会福祉協議会や地域包括支援センターとも連携することで受益者の社会参加支援にもつなげ、成年後見制度と民事信託制度双方の利点を活かすことを目指します。



信託のしくみと特徴



信託は、①委託者（財産を預ける）、②受託者（財産を管理する）、③受益者（利益を受ける）の3者の関係からなる制度です。

①委託者と受託者（当社）との信託契約により、②受託者は、信託契約に沿って預かった財産を管理します。

③受益者は、信託契約で決めた方法や順序で、信託財産から給付として、受取ります。

契約で定めた終了時には、残余の財産を受取る人を指定することができます。

委託者が財産を受託者に託すと、信託した財産の名義は受託者に移転し、委託者が死亡しても遺産分割の対象財産とはなりません。ただし、遺留分を侵害するような設定をすると、侵害された相続人は、信託財産に対しても侵害額の請求をすることができます。

信託できる財産は、金銭に見積もることができる財産とされ、年金受給権や給与債権は信託できません。また、農地を農地として信託する場合は、受託できる者が限定されています。

受託者は、“信託の目的”に沿って、託された財産を受益者のために管理活用処分するため、受託者固有の財産とは分離・区分して管理します。

信託された財産は、委託者の判断能力が低下した場合にも、受託者は受益者のために、継続して信託財産を管理していきます。そして、委託者が残余財産を最終の帰属先として決めた者（団体）に、受託者から引き渡すことで、その“信託目的”を達成することができます。



財産管理・承継・身上保護に関する制度の比較

支援制度 \ ご本人の状況	自立しているとき	身体機能低下	判断能力低下	死亡
財産管理(任意)代理契約	契約	→ (契約)効力発生	→ (任意後見に移行する)	
任意後見契約		契約	→ 効力発生	→ 終了
法定後見			裁判所申立て・効力発生	→ 終了
信託	契約・効力発生			→ 次の受益者へ
死後事務委任契約		契約		→ 効力発生

1. 財産管理（任意）代理契約

判断能力は低下していないけれど、長期入院や身体上の障害等によって、財産管理ができない場合に任せる契約です。あらかじめ、そのような状況になったら管理を依頼するという契約もできます。

2. 後見制度（任意後見・法定後見）

ご本人の生活支援のために財産管理・身上保護をする制度です。原則として、ご家族のための財産管理はできません。

3. 信託

ご本人や家族が安定した生活を続けていくために、財産を管理・処分（売却など）し、次の世代に引継ぐ（遺す）ことを決めておくことができます。身上保護支援をすることはできません。

4. 死後事務委任契約

ご本人が死亡した後の事務手続きなどを任せる契約です。なお、遺言は、死亡後の財産引継ぎ先を特定したり、遺産の分け方を指定する制度ですが、次の次の世代までの引継ぎ先を指定することはできません。



生活支援の必要な子へ、その次の世代まで

親御さんが判断能力が低下したときや亡くなった後のお子様の生活を支援します。

■ ご利用対象者

お子様が障害等を持っており、親御さんが亡くなった際、その子が一度に財産を受け取った後に管理できるか不安があるとお考えの方などに向けたサービスです。

■ 「ふくし信託」のメリット

親御さんが認知症など判断能力低下した場合、ご自身での財産の管理は難しくなります。また、亡くなられた場合、お子様が遺産を相続するにあたり、必要な額を定期的に分割して相続することはできません。

この信託を利用した場合、信託した財産について、今後の管理方法や親御さんが亡くなられた後のお子様のための財産管理の方法までを決めておくことができます。

例えば、「自分が亡くなった後は子供に現金を月に〇〇円ずつ渡す」等決めておくことができ、お子様の安定した生活のための費用を定期的にお渡しすることができます。

